

## Monthly Note

Think Tank of Mutual aid 相互扶助を実践するシンクタンク

## CONTENTS

- |  |   |   |   |
|--|---|---|---|
| ▶ 全労済協会からのお知らせ                         | 1 | ▶ 連載コラム②<br>「マイナンバーと住民税の申告等」<br>について        | 3 |
| ▶ 「実りあるセカンドライフをめざして」<br>＜2020年版＞刊行しました | 2 | ▶ 『自治体提携慶弔共済保険』<br>よくあるお問合せ Q&A<br>2019年度版② | 4 |
| ▶ 2020年4月任用客員研究員の<br>採用が決定しました         | 2 |   |   |
| ▶ 『社会のしんがり』出版記念講演会<br>開催中止のお知らせ        | 2 |   |   |

## 全労済協会からのお知らせ

## 緊急事態宣言発令にともなう全労済協会の対応について

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

全労済協会では、このたびの新型コロナウイルス感染症にともなう政府の「緊急事態宣言」を踏まえて、4月8日(木)より当面の間、営業時間の短縮、ならびに職員の在宅勤務や交替制勤務を実施することといたします。

お電話がつながりにくい状況や、お問い合わせ、保険金のお支払い、ご契約の各種手続き等につきまして、通常よりお時間をいただく場合もございます。ご利用の皆様にはご不便、ご迷惑をおかけし、誠に申し訳ございませんが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

## &lt;ご契約者の皆様へ&gt;

新型コロナウイルス感染症の影響により、保険料の払込みができなかった場合については特別措置を実施いたします。

通常の保険料の払込みの期日は、保険証券記載の保険期間の最初の日の属する月の翌月末日とし、最長で保険期間の最初の日の属する月の翌々月末日としております。

新型コロナウイルス感染症の影響により、保険料の払込みができなかった場合はこれらの通常の払込みの期間をさらに延長することといたします。

新型コロナウイルス感染症の影響には、「当該感染症に罹患した」といった直接的な影響だけでなく、感染疑義(感染者との濃厚接触)に伴い自宅待機される場合や感染防止を目的として業務の休業や業務縮小、業務の自粛などにより、払込みが困難となるような間接的な影響を受けられた場合を含みます。

特別措置の適用を希望される場合は、当協会へご連絡ください。

(保険契約等に関するお問い合わせ TEL 03-5333-5128)

## 「実りあるセカンドライフをめざして」 ＜2020年版＞刊行しました

定年退職は、いつかは必ず訪れる人生の節目であり、同時に第二の人生のスタートでもあります。

早いうちから退職後のライフプランを立て、準備を整えることで、充実した退職後の人生が迎えられることでしょう。

皆さまが退職準備をはじめするためのテキストとして、当協会では「実りあるセカンドライフをめざして」を毎年刊行しており、このたび最新の2020年版を発刊しました。退職準備セミナー等でお役立てください。

### ＜掲載内容の一部＞

- 定年後の準備状況をチェックしよう ○ 実際に生活設計に取り組もう
- リタイア後の暮らしの見直し方を学ぼう  
生命保険や住宅ローン等の支出の見直し、年金収入や働き続けるときの収入など
- リタイア直前の準備  
公的年金・健康保険・雇用保険・税金の手続き方法とスケジュールなど
- 望む暮らしをまっとうするために

※紙質を改良し、テキストとして書き込みのしやすさが向上しました！

### ■ 「実りあるセカンドライフをめざして」の購入方法

1冊300円（税込・送料無料）にてご提供しています（振込手数料はご購入者様負担となります）。  
詳細は当協会ホームページをご確認ください。

### ■ 資料ダウンロードのお知らせ

当協会ホームページでは、生活設計などに使えるワークシートもご用意しています。  
ダウンロードのうえご利用ください。



- A4サイズ100ページ
- 全ページフルカラー

## 2020年4月任用客員研究員の 採用が決定しました

本誌vol.156(2020年1月号)で掲載した「2020年4月任用 客員研究員募集のお知らせ」にご応募いただいた方々の中から、下記の2名を採用させていただくことになりました。

今後研究を進めていただき、研究成果については、当協会主催の報告会での発表や報告書の発刊等、広く社会に発信する予定です。

- ＜採用者＞ ● 明治大学大学院法学研究科 横沢 恭平 氏  
● 京都大学大学院文学研究科 浮網 佳苗 氏

※所属は応募当時

## 『社会のしんがり』出版記念講演会 開催中止のお知らせ

本誌vol.157(2020年2月号)にてご案内した3月23日開催予定であった「書籍『社会のしんがり』出版記念講演会」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、開催中止となりました。

本誌をご覧になり開催を楽しみにされていた皆様には誠に申し訳ございませんが、何卒ご理解ご了承のほどお願い申し上げます。

平成28年1月実施のマイナンバー制度も既に4年経過しましたが、会社等から市区町村に報告する個人住民税(以下「住民税」という)に係るマイナンバーの活用等につきまして説明いたします。

### 1. 住民税の徴収方法

住民税をどの都道府県及び市区町村において課税するかは、納税者の毎年1月1日(賦課期日)現在の住所地により決定し、次の徴収方法により納付します。

#### (1) 普通徴収(自主納付)

市区町村から納税者へ納税通知書と納付書が送付されますので、納付書で年4回納付します(原則6月、8月、10月、1月)。

#### (2) 特別徴収(給与等の支払者が納付)

##### ① 給与に係る特別徴収

給与の支払者(特別徴収義務者)は、毎年6月から翌年5月までの12回に分けて、毎月の給与から住民税を特別徴収し、翌月10日までに市区町村へ納付します。

##### ② 公的年金等に係る特別徴収

公的年金等支払者(特別徴収義務者)は、受給者で65歳以上等、一定の要件に該当した方について、毎年4月から翌年2月までの6回に分けて、支給する年金から住民税を特別徴収し、翌月10日までに市区町村へ納付します。

### 2. 市区町村等における住民税の算出

住民税の算出は、市区町村等において次の(1)所得割額と(2)均等割額の合計額となります。

#### (1) 所得割額

$$\{(A - B) \times \text{税率} 10\% - \text{税額控除}\} = \text{所得割額}$$

A : 総所得・山林所得・退職所得の合計額

B : 所得控除額(所得税と控除額は異なる)

税率10% : 都道府県4%・市区町村6%

税額控除 : 所得税で控除しきれなかった住宅ローン控除など)

#### (2) 均等割額(合計5,000円)

都道府県民税1,500円・市区町村民税 3,500円

(注)平成26年度～令和5年度までの間、地方自治体の防災対策に充てるため、それぞれ500円加算されています。

### 3. 地方公共団体へのデータ送信等

#### (1) 所得税の確定申告に係るデータ送信

所轄税務署へ所得税の確定申告書を提出した方は、申告内容が地方公共団体へデータ送信され、住民税の申告は不要となります。

一方、所得税の確定申告の提出が省略できる次の①又は②に該当する方については、市区町村へ住民税の申告が必要となります。

① 給与所得(主たる給与)及び退職所得以外の所得が20万円以下

② 公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下

#### (2) 住民税の申告

住民税の申告は、前年1年間の所得金額および配偶者・扶養親族等の状況を記入し、毎年1月1日(賦課期日)現在の住所地の市区町村に提出します。

なお、1年間の所得が年末調整済給与又は公的年金等のみの方で、所得控除(医療費控除等)の適用を受ける場合には、住民税の申告を行えば納税額が減少します。

#### (3) 給与・公的年金等の支払報告書の提出

給与又は公的年金等の所得については、会社や公的年金等の支払者が、住所地(受給者)の市区町村に給与・公的年金等の支払報告書を提出します。

### 4. マイナンバーと添付書類の見直し

#### (1) 所得税の確定申告(源泉徴収票等の添付不要)

平成31年度税制改正において、令和元年度以後の所得税の確定申告から「給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票」を含め8つの書類が添付不要とされました。

添付不要とされた源泉徴収票等の内容は、マイナンバーを基に市区町村等で管理する内容と照合し、提出された所得税の確定申告が適正か否か確認ができません。

#### (2) 所得税確定申告における留意事項

例えば、子供20歳(大学生)のアルバイト収入120万円を確認せず、確定申告の所得控除(特定扶養親族63万円控除)を行えば、税務署では、アルバイト先から市区町村へ提出された「給与支払報告書」の内容をマイナンバーで確認し、扶養親族(合計所得金額38万円以下、令和2年分から48万円以下)の対象外と把握できることとなります。

今後、確定申告の所得金額および所得控除等については、漏れのないよう十分確認をして申告することが求められます。

### 5. (参考)令和2年分からの所得税課税の見直し

平成30年度税制改正において、働き方の多様化等を踏まえ、令和2年分からの所得税について、次の改正が実施されます(住民税は令和3年度分以後となります)。

(1) 給与所得控除を一律10万円引下げ・上限額引下げ

(2) 基礎控除を一律10万円引上げと所得制限の導入

(3) 公的年金等控除を一律10万円引下げ・上限額創設

(4) 青色申告特別控除(控除額65万円)の見直し

(税理士 関口邦興)

# 『自治体提携慶弔共済保険』 よくあるお問合せ Q & A 2019年度版②

## 【本人死亡保険金】

### 保険金請求に関する該当年齢とお支払い割合について

契約始期日(契約更新日)現在の満年齢となります。※保険期間は1年間です。

#### 例) 契約更新日：2019年4月1日の団体の場合

- ① 契約更新日以前から会員である1954(昭和29)年1月10日生まれの会員が2020年2月25日に病気で亡くなられた場合は、  
2019年4月1日現在の満年齢の64歳として保障 → 疾病死亡契約額満額のお支払い。
- ② 契約更新日以前から会員である1953(昭和28)年1月10日生まれの会員が2020年2月25日に病気で亡くなられた場合は、  
2019年4月1日現在の満年齢の65歳として保障 → 疾病死亡契約額の1/2のお支払い。
- ③ 契約更新日以前から会員である1954(昭和29)年1月10日生まれの会員が脳梗塞治療後に後遺障害が残存し、  
重度障害(1級～3級②③④)認定となり、医師の診断した症状固定日が2020年3月31日と(診断書に記載)された場合は、  
2019年4月1日現在の満年齢の64歳として保障 → 疾病による重度障害契約額の満額をお支払い。
- ④ 契約更新後の2019年7月1日に会員となった1954(昭和29)年1月10日生まれの会員が、2020年2月25日に病気で亡くなられた場合は、  
2019年7月1日現在の満年齢の65歳として保障 → 疾病死亡契約額の1/2のお支払い。

なお、不慮の事故・交通事故を原因とした死亡および重度障害は、年齢に関係なく契約額満額のお支払いとなります。

### 複数名の保険金受取人がいる場合の提出書類について

会員死亡日現在、配偶者とは死別または離別しており、子供が3人生存している場合は、3人とも同順位の受取人となります。代表者を1人選んでいただきその方が請求手続きをしていただきます。他の受取人は代表者に委任状を提出していただきます。(保険金10万円以下の場合は省略可能)

### 死亡保険金の受取人

- ① 死亡保険金は「受取人の固有の財産」です。財産相続ではないので「相続放棄」をしても死亡保険金の請求権利は失いません。
- ② 受取人の確認書類は戸籍謄本を原則としております。「法定相続情報証明制度」による一覧図は相続手続きの簡略化を目的とした制度ですので死亡保険金受取人の確認書類にはなりません。なお、この制度においても、亡くなった方の出生から死亡までの戸籍謄本を揃えることは必要です。

## 【住宅災害保険金】

### 支払額の決定について

- ① 建物の価格の計算：建坪×1㎡あたりの価格(木造60万円、鉄筋70万円)
- ② 損害額の割合：損害額が建物の価格に対し何割の損害であるか計算します。
- ③ 損害割合、災害理由(火災等か自然災害か)に応じて、支払割合が決まっています。

### 提出書類等について

- ① 住宅災害等保険金請求書(帳票番号CH01またはCH04※2019年6月から新帳票になり、建坪記入欄があります。)
- ② 罹災証明のコピー
- ③ 修理見積書、領収書など損害物と損害額が確認できるもののコピー
- ④ 損害部分の写真
- ⑤ その他(新聞記事など)

### 主に対象となるもの、ならないもの

- ① 会員本人の居住している建物が対象です。本人名義の物件であっても罹災当時居住していなければ対象となりません。単身赴任など二重生活(二箇所に住所がある)場合は、主に生活の場としている物件が対象です。二箇所を保障の対象とすることはできません。
- ② 家屋に接着(付属)しているベランダ、テラス、給湯器、室外機などは対象です。
- ③ 集合住宅の場合、会員の居住部分(部屋)のみが対象です。
- ④ 居住地敷地内の別棟、離れや蔵、倉庫、独立した物置、カーポートなどは対象となりません。
- ⑤ 漏水(雨漏り)や水道管の破裂など、老朽化によるものは対象になりません。

★2019年改定の「保険金請求書」(CH01～CH04)と「保険金請求の手引き」をご活用ください。

Monthly Note (全労済協会だより) vol.159 2020年4月

発行：**全労済協会**

一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会

発行人：神津 里季生 編集責任者：柳下 伸

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5階

TEL 03-5333-5126 (代表) FAX 03-5351-0421 <https://www.zenrosaikyokai.or.jp/>

シンポジウム・研究会等：TEL 03-5333-5127(調査研究部)

各種共済保険：TEL 03-5333-5128(共済保険部)

(営業時間 土・日、祝日を除く月～金曜日 9:00～17:15)

※全労済協会だよりに関するご感想・ご意見等はこちらのアドレスにお寄せください。⇒《メール》[monthlynote@zenrosai.coop](mailto:monthlynote@zenrosai.coop)